

役員退職金規程

財団法人 新エネルギー財団
平成14年 9月27日制定

(総則)

第1条 財団法人新エネルギー財団の常勤の役員(以下「役員」という。)が退任(死亡を含む。)した場合の退職金の支給は、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 役員が退任したときは、退職金を支給する。ただし、役員が、寄附行為第20条第1項第2号の規定により解任されたときは、退職金を支給しない。
2 役員が任期中、任期満了の日の翌日において再び役員に選任されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在任したものとみなす。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、役員が退任した日における年俸の12分の1に相当する額に100分の25以内を乗じた額に、その役員の在任期間の月数を乗じて得た額とする。
2 役員が前条第2項の規定により種類の異なる役員に引き続いて在任したものとされた場合における退職金の額は、それぞれの在任期間に相当する退職金の額を合算した額とする。

(在任期間の計算)

第4条 在任期間の月数の計算については、選任の日から暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月とする。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、法令の規定により、その退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。
2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条「遺族補償」の場合に準ずるものとする。

附 則 この規程は、平成14年9月27日から実施する。